

産業廃棄物処理事業計画の概要

県内で発生する産業廃棄物等の適正な処理を推進することにより、地域の環境保全に貢献するとともに、循環型社会の形成に対応した事業の推進に取り組む。

(1) 産業廃棄物の最終処分手業（埋立）

事業所から排出される産業廃棄物等を受け入れ、最終処分場で埋立処分する。

また、廃棄物の受け入れ管理等を厳正に実施する。

○処理対象産業廃棄物

燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。） 廃石綿等

○処理能力

埋立面積 229,000 m²

埋立容量 2,400,000 m³

○環境保全対策

「事業の用に供する施設の概要」に記載

(2) 産業廃棄物中間処理事業（焼却）

事業所から排出される産業廃棄物等を受け入れ、中間処理施設で中間処理（焼却）する。

また、廃棄物の受け入れ管理等を厳正に実施する。

○処理対象産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。）

○処理能力

汚泥：420 m³/日 廃プラスチック類：78 t/日 紙くず：163 t/日

木くず：194 t/日 繊維くず：101 t/日 ゴムくず：67 t/日

○環境保全対策

「事業の用に供する施設の概要」に記載